

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料についてお知らせします



介護保険は支え合いの制度です。介護を必要とするときに誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料を納めましょう。

保険料の算定

介護保険料は、65歳以上の方から徴収する1号介護保険料と、40～64歳までの方から徴収する2号介護保険料の2種類があります。2号介護保険料分については、加入している医療保険（国民健康保険、社会保険など）の保険料または保険税に合算されています。

65歳以上の方は、本人及び同一世帯内の方の前年における合計所得金額に応じ、10段階（特例第4段階も設定されています。）に区分されます。

年間保険料は表1のとおり、個人ごとに決まります。税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了し、保険者が同水準の保険料軽減措置を講じることができると、保険料負担第4段階で公的年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者については、第4段階よりも保険料率の低い「特例第4段階」を設定しました。

また、第4期保険料基準額は、介護報酬改定（プラス3%）に伴う保険料上昇分を、国の特別対策により、平成21年度から23年度にかけて軽減しています。

その結果、福生市の保険料基準月額額は80円引き下げられています。

表1 第1号被保険者の保険料

◆介護保険料の決定は、前年中の所得が対象になります。

◆平成18年度から20年度において実施した「税制改正に伴う激変緩和措置」が終了したことによる保険料の上昇を抑えるため、平成21年度から、第4段階よりも保険料率の低い「特例第4段階」を設定しました。

所得段階	対象者	保険料算定基準	今年度の保険料(月額)
第1段階	①老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ②生活保護受給者	基準額×0.45	23,200円
第2段階	世帯全員が非課税で、合計所得金額と課税年金収入額との合計が80万円以下の方	基準額×0.45	23,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	基準額×0.70	36,000円
特例第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)で、合計所得金額と課税年金収入額との合計が80万円以下の方	基準額×0.85	43,800円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)で、特例第4段階以外の方	基準額	51,500円
第5段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.10	56,600円
第6段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	64,300円
第7段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額×1.50	77,200円
第8段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.65	84,900円
第9段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×1.75	90,100円
第10段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が800万円以上の方	基準額×1.85	95,200円

保険料の納付

7月初めに通知書を送付します。納付方法は送付される納付書で納める「普通徴収」と、受給されている年金から天引きする「特別徴収」とがあります。

①「普通徴収」の方は…

お送りする納付書にて納付していただきます。なお①の方で口座振替を利用されている方については、額の通知のみお送りします。

②「特別徴収」の方は…

天引きされる額を記載した通知のみをお送りします。

③納付書と特別徴収額決定通知書の2つが同封されている方は…

平成21年度中(概ね平成22年2月末日まで)に65歳になった方や、福生市に転入された方で年金を受給されている方(平成22年4月または6月より年金天引きを開始された方及び8月より天引き開始を予定する方を除く)は平成22年7月～9月期までは普通徴収、10月以降からは特別徴収となります。納付書については直接お納めください。また、すでに4月または6月の時点で年金天引き開始となり、仮徴収額決定通知書を受け取られた方についても、確定した保険料額決定通知書(通知のみ)をお送りします。

納付時期

普通徴収は年8回、特別徴収は年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）です。

なお、普通徴収の納期は表2のとおりです。

表2 平成22年度介護保険料普通徴収期限

第1期	平成22年8月2日
第2期	平成22年8月31日
第3期	平成22年9月30日
第4期	平成22年11月1日
第5期	平成22年11月30日
第6期	平成22年12月28日
第7期	平成23年1月31日
第8期	平成23年2月28日

◆第60回社会を明るくする運動

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」7月1日～31日

国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

運動期間中は、福生市保護司会が中心となり活動を進めます。保護司とは法務大臣から委嘱を受けて、罪を犯した人たちの更生を助け、犯罪や非行の発生を防ぐため、市内の関係団体と協力して地域の浄化に努めている方々です。地域・PTAで行なう少年非行防止のためのミニ集会などにも積極的に協力しますので、お気軽にご相談ください。

重点目標・犯罪や非行をした人たちの就労支援・立ち直りを支える取組についての理解促進

▼7月1日(木)に福生駅、牛浜駅で啓発活動を行います。
▼7月12日(月)・13日(火)に市内を巡回して広報活動を行います。

主催「社会を明るくする運動」福生市推進委員会
問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎551・1735

保護司名簿※敬称略

緑川 光男
島田 晏治
石川 庄二
田村 元彦
古谷 正夫
田村 祥子
森田 洋子
森田 勝
久保田 ふみ
中根 喜美子
小山 昭勝
秋山 克明
小林 喜代子
島貫 満征
乙津 豊彦
佐田 登代子
大谷 邦夫
江藤 勝
齋藤 徹
笹本 哲夫
徳永 初枝
廣司 明雄
濱中 賢次
関谷 壽夫
大野 篤子

平成22・23年度後期高齢者医療保険料率のお知らせ

後期高齢者医療保険料の保険料率は、2年ごとに見直され、原則として、東京都内で均一となります。

平成22・23年度は、東京都後期高齢者医療広域連合により、均等割額が平成20・21年度と同額となり、所得割率は平成20・21年度の6.56%から7.18%へ改定されました。(表1)

平成22年度の保険料は、7月中旬にお送りする決定通知書でご確認ください。

保険料の軽減

所得に応じて保険料の軽減があります。

①均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療保険被保険者及び、世帯主の所得に応じて軽減があります。(表2)

②所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとにした軽減があります。(表3)

③会社の健康保険など(国民健康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方への軽減

所得割額が無料となり、均等割額が9割軽減された額となります。

問合せ保険年金課後期高齢者医療係 ☎551・1767、東京都後期高齢者医療広域連合保険料係 ☎03・3222・4417

表1 被保険者1人当たりの保険料の決め方

東京都の保険料(限度額50万円)	
均等割額 被保険者 1人当たり 37,800円	所得割額 賦課のもととなる 所得金額×7.18%

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

表2 均等割額の軽減

総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
33万円(基礎控除額以下)	8.5割
8.5割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
33万円+24.5万円×被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)	5割
33万円+35万円×被保険者の数	2割

※65歳以上で公的年金等控除を受けた方は、年金所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

表3 所得割額の軽減

賦課のもととなる所得金額 ※年金収入のみの場合は()内の金額	軽減割合
15万円(年金収入168万円)まで	全額
20万円(年金収入173万円)まで	7.5割
58万円(年金収入211万円)まで	5割

ひとりで悩まず相談を！

① 成年後見制度相談
日時 7月8日(木)午後2時～4時

② 身近な法律相談
日時 7月12日(月)午前10時～正午

③ 共通
場所 福祉センター相談室
対象 高齢者・障害者やその家族など※相談内容は秘密厳守、相談料無料
定員 先着3人(予約制)
申込み 6月21日(月)から(日)曜日を除く午前8時30分～午後5時15分の間に社会福祉協議会・成年後見センター ☎552・5027へ。